

第13章 政策の妥当性

本評価調査の開始に当たっては、通常の政策レベルの評価のガイドラインに沿って、評価の枠組みを設定し、調査に入る準備を行った。しかし、背景情報の収集段階において、津波支援開始当時、災害緊急復旧支援に関する上位政策と位置付けられる政府文書は策定されていなかったことが判明した¹⁶³。また、津波支援は、支援の趣旨が災害復旧である。災害復旧に求められる支援の内容(支援ニーズ)は各国の被災状況により大きく異なるばかりでなく、支援を実施しつつ時々刻々と変化する支援ニーズに合わせて支援内容を固めていくことが求められるため、支援を実施する前の段階で開発政策の体系図のような各国への支援のベースとなる災害復旧の政策体系を策定することは困難である。支援ニーズと日本による支援の内容との整合性を確認するためには、結果の有効性の分析結果を見ることも必要である。このような事情を踏まえ、本評価においては、まず、政策の妥当性の評価分析に必要な各被災国への支援内容並びに支援プロセスを整理し、結果の有効性及びプロセスの適切性の評価を行って、津波支援の全体像を十分に把握した上で、政策の妥当性を評価することとした。そのため、本報告書では、通常評価分析の冒頭で取り扱っている政策の妥当性の評価を、結果の有効性、プロセスの適切性の評価の後に記載している。

13-1 上位政策(「政府開発援助大綱」)との整合性

通常重点課題別の評価においては、評価対象となる当該重点課題への支援と上位政策との整合性を評価するに際し、政府開発援助大綱(ODA 大綱)などに加えて、当該重点課題に対する支援の基本政策(あるいはガイドライン的な文書)を確認し、それらに照らして分析を行っている。しかし、上述のとおり、災害緊急復旧支援に関しては、上位政策と考えられる基本政策はなく、また、災害という課題の性格から災害緊急支援の基本的な政策体系なども存在しない。そのため、ここでは、平成15年8月29日に閣議決定された新ODA大綱に照らし、津波支援が整合性を有していたか否かを確認するにとどめることとした。

新ODA大綱は、理念(目的、方針、重点)、援助実施の原則、援助政策の立案及び実施、ODA大綱の実施状況に関する報告から構成されている。ここでは、主に、理念(目的、方針、重点)を中心に大綱と津波支援との整合性を評価するとともに、津波支援の援助プロセスに関し、大綱に示された援助実施の原則、援助政策の立案及び実施の点から妥当性を評価した。

1. ODA大綱に示された目的との整合性

ODA大綱に示された日本のODAの目的は、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて日本の安全と繁栄の確保に資すること」である。津波支援は、これまでの日本の津波支援に

¹⁶³ なお、津波発生後の2005年1月に日本はODAによる国際防災協力の基本方針等を示した「防災協カイニシアティブ」を発表している。

関する情報整理並びに評価分析の過程からも明らかとなっており、国際社会の平和と発展に貢献するものであり、大綱の目的に適(かな)った支援であったと言える。

2. ODA 大綱における基本方針との整合性

ODA 大綱では、以下の 5 つの基本方針が掲げられている。

- (1) 開発途上国の自助努力支援・・・開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。
- (2) 「人間の安全保障」の視点・・・日本は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けた ODA を実施する。また、復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。
- (3) 公平性の確保・・・社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮し、公平性の確保を図る。特に、女性の地位向上に一層取り組む。
- (4) 日本の経験と知見の活用・・・開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、日本の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、日本が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。
- (5) 国際社会における協調と連携・・・国際社会における援助協調の動きに参加し主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。

日本は、津波支援においては、国際社会と連携協調しつつ、被災国主導による復旧復興を支援してきた。一例を挙げれば、インドネシア、スリランカ、モルディブの 3 か国で被災直後に実施された津波被害のダメージアセスメントには、被災国の自主性を尊重しつつ、世界銀行、ADB、国連機関などとともに、日本からは JBIC(当時)が参加して報告をとりまとめ、その後の同ダメージアセスメントを踏まえて実施された支援においても、ドナー間での頻繁な情報交換と支援の分担が行われ、一貫して被災国主導による復旧という方針が保たれた。

「人間の安全保障」の視点並びに公平性の確保に関しても、日本の津波支援においては、支援当初から強く意識されていた。例えば、緊急期の支援において、二国間援助の枠組みのみを適用せず、約 250 億円を供与して国連機関などを通じた援助の枠組みも活用してきたが、これも人間の安全保障の視点を重視した場合に、国際機関が有する機動性やネットワークが活かされ、被災地域全体を網羅する形で人道的な支援、個人の保護のための協力が行われることを期待したものであった。また、特に、インドネシアやスリランカにおいては、社会的弱者、女性に焦点を当てた支援が実施されるとともに、地域格差の是正を念頭に置いた支援が計画・実施された。

日本の経験と知見の活用に関しては、敢えて具体例を挙げるまでもなく、通常の援助と同様、津波支援においても、常に実践されてきた。中でも、災害復旧支援は、地震などの多くの災害に対応してきた日本の豊富な対応経験と知見が生きる支援であり、被災国の地方行政における取組仕組みづくりへの助言なども行われた。

上記のとおり、津波支援はまさに ODA 大綱に示された基本方針に沿った支援であった。

3. ODA 大綱における重点課題との整合性

ODA 大綱には、以下の4つの重点課題が示されている。

- (1) 貧困削減・・・教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業等の分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、開発途上国経済の持続的成長、雇用増加、生活の質の改善のための協力も重視する。
- (2) 持続的成長・・・経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。
- (3) 地球的規模の問題への取組・・・地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。
- (4) 平和の構築・・・開発途上地域における紛争を防止するための取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のための ODA を実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

日本の津波支援の主な対象となった3か国においては、いずれも「貧困削減」が重要な課題であり、貧困削減に向けた取組が行われている中で、津波の被害を受けることとなった。復旧支援においても、教育や保健、水と衛生等の基礎生活分野への支援は重視されており、加えて、生計手段を失った人々に対する直接・間接の生計向上支援も、職業訓練施設の整備支援、コミュニティーを対象とした農業資機材、漁業資機材等の提供、マイクロファイナンスなど様々な内容で実施された。

津波支援において日本が重点としたのは、貧困削減のみではなく、社会経済基盤の修復整備を通じた、将来の「持続的成長」のための基礎固めである。中でも緊急開発調査を通じた復旧復興のための計画策定支援並びに、道路橋梁、上下水道、配電網等のインフラ整備は、復旧を支援しつつ、その後続く復興と持続的な成長を意識した支援であった。

インドネシアのアチェ特別州もスリランカも、それぞれ反政府勢力とのあるいは民族間の紛争が続いてきた地域であり、津波支援は、そのような地域の歴史的な文脈の中で実施されたものであることから、支援対象地域が紛争地域あるいは紛争の危険性を有する地域であるという点に関する十分な配慮をしながらの支援であった。ただし、今回の支援の軸はあくまでも災害復旧復興に置かれていた。

上記のとおり、日本の津波支援は、ODA 大綱の重点課題に整合した支援であったと言える。

4. ODA 大綱における重点地域との整合性

大綱には、「日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。・・・その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題

を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る」とあり、アジア地域が重点とされている。

今回の津波のような災害への支援においては、人道的な観点が非常に重要であり、大綱に示された重点地域との整合性は、必ずしも絶対的な評価基準とはならないものと考えられる。しかし、被災地域は、たまたまアジアであり、津波支援の対象地域は、日本にとっての援助の重点地域と一致していた。

5. ODA 大綱における援助実施の原則、援助政策の立案及び実施と津波支援プロセスの整合性

ODA 大綱では、「援助実施の原則として、国際連合憲章の諸原則(特に、主権、平等及び内政不干渉)及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODA を実施するものとする」としている。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) 国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 民主化の促進、市場経済導入並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

津波支援は、これらの援助実施の原則に則って実施されている点からも、援助プロセスに関する妥当性も有している。

「援助政策の立案及び実施」においては、特に政策立案・実施体制に関し、以下の 6 つが挙げられている。

- (1) 一貫性のある援助政策の立案
- (2) 関係府省間の連携
- (3) 政府と実施機関の連携
- (4) 政策協議の強化
- (5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化
- (6) 内外の援助関係者との連携

津波支援においては、特に、政策協議の強化、政策の決定過程・実施における現地機能の強化に関し、プロセスが充実していた評価することができる。

政策協議の強化に関しては、大綱には、ODA 政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠であり、同時に、対話を通じて日本の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で日本の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と日本の援助政策の調整を図る必要があること、また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政

策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを日本の支援に当たって考慮する必要があることが示されている。

津波支援においては、津波発生直後の緊急救援期から復旧復興期に至るまで、大使館をはじめとする日本側関係機関と被災国政府関係機関との間で支援の実施に係る政策協議が密に行われてきた。この点は、きめ細かな支援につながっており、大綱に照らしても妥当性の高いプロセスであった。ただし、インドネシアにおける上下水道網の整備など一部の支援においては、相手国政府の意向と復旧事業の実態とに乖離が生じた面もあり、この点では、援助プロセスに関し、一歩踏み込んで政策的に対応の在り方を示していくことも重要である。

政策の決定過程・実施における現地機能の強化という面では、津波支援は、ノンプロジェクト無償を中心として、現地における日本側援助関係機関(現地 ODA タスクフォース)が主体的に、当該国における支援方針の確認、支援案件の形成に関与してきた。これは、大綱に示された、「援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所等が一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する」という方針に沿った対応であったと評価することができる。

以上から、津波支援プロセスは、ODA 大綱における援助実施の原則、援助政策の立案及び実施の在り方と整合したものであったと言える。

13-2 支援ニーズとの整合性

日本の津波支援の内容と各被災国の支援ニーズとの整合性に関しては、結果の有効性に関する評価を通じて既に確認してきたとおり、日本の津波支援に対する相手国側からの評価も高く、総じて整合性の高い支援であったと言える。これには、津波支援において日本が津波発生直後の1月の初旬時点で既に500億円という巨額の支援を決定し、中旬には資金を供与していたにもかかわらず、二国間援助の部分において、その中心的な支援スキームをノンプロジェクト無償としたことにより、資金の供与後に相手国政府の支援ニーズに沿って現地で支援案件を形成することができたことが大きく貢献したものと考えられる。ノンプロジェクト無償は、相手国政府が自国で必要とする支援をショッピングリストから選ぶことを原則としているが、今回の津波支援においては、それに加えて、特にこのノンプロジェクト無償の実施のための政府間協議の仕組みを二国間で構築するなど、支援内容に関する日本側と相手国側のより緊密な協議を実施することができた。また、このノンプロジェクト無償を通じた支援案件においては、現地調達を可能とするなど調達条件を通常のノンプロジェクト無償の条件よりも緩和し、相手国側における現地の支援ニーズをより柔軟に拾い上げることができるよう工夫が為されていたことも、貢献したと考えられる。

災害復旧復興への支援という、時間の経過とともに変化する支援ニーズへの対応が求められる支援への対応の結果も、ノンプロジェクト無償案件の横断的分析結果にも表れているとおり、おおむね適切であったと考えられる。ノンプロジェクト無償による案件の内容について、案件横断的に見た場合、案件個別には種々固有事情はあるものの、大きく傾向をとらえれば、時間の経過とともに、形成される案件の内容が、人道支援的なものから、復興や開発を意識したものへとシフトしている。3 か国の中でもこの傾向が特によく表れていたのはスリランカであっ

た。

13-3 国際社会の支援動向との整合性

日本の津波支援は、国際社会の支援動向とおおむね整合している。巨額の支援資金を供与したドナーは日本のみではなく、また、津波支援においては、国際社会においては、NGO からの資金支援も非常に多く、日本の供与した資金は比較的大規模であったにもかかわらず、支援全体に占める日本の割合は、比較的小さなものとなっている。これは、未曾有の津波被害に対する国際社会の認識と日本政府の認識が一致していたことを示している。

一方、資金を供与する際のアプローチの面では、国際社会の支援動向自体が1つのアプローチでまとまっていた訳ではなかった。ドナー個々の供与資金の規模や支援方針により異なるが、大きくは、世界銀行等が事務局となって監理するマルチドナーの信託基金を通じた支援を中心とするドナーと、二国間援助を中心とするドナーに分かれた。世界銀行は、マルチドナーの信託基金を通じた支援に一本化することで効率的な復旧復興支援を実施できるという認識を強く有していたが、日本はドナー信託基金には参加しておらず、また、ドナーの中には、ドナー信託基金にも参加しつつ、二国間援助を中心に据える国もあった。比較的支援規模の小さいドナーは、マルチドナーの信託基金を通じた支援を選択する傾向があった。しかし、これらは、ドナー個々の置かれた状況の違いから生じたアプローチの違いであり、支援アプローチの面で国際社会に共通する明確な1つの支援の流れがあったとは言い難い。なお、被災国の側では、マルチドナーの信託基金を必ずしも全面的に歓迎するものではなかった。これは、ドナーの資金が1つにまとまることで、被災国側がドナー側との交渉において自国の方針や要望を示す際に、一対一の交渉となり、レシピエントとしての支援の選択の余地が少なくなるなどの事態が想定されたためと考えられる。世界銀行によれば、スリランカでは、マルチドナーの信託基金は、政府側の意向も大きな要因となり成功しなかったということである。

支援内容に関しては、ドナー間で方針や重点分野の違いが見られる。特に日本と他ドナーとで対応が大きく異なるのは、住宅支援分野であった。被災地の住民にとって、最も大きな被害は、家族を失ったことと住宅をはじめとする財産を失ったことである。また、被災国は途上国であり、津波被害に遭って破壊されたインフラの被害規模は、住宅等をはじめとする社会セクターの被害規模よりもはるかに少ないものであった。このことから、ドナーが被災地における住宅再建を支援する意図は理解できるが、日本は、スリランカにおけるコミュニティー開発支援の下での住宅建設以外には、住宅支援が個人資産への直接的な支援となるという理由で実施しなかった。この点では、すべてのドナーがすべての分野に支援を行う必要はなく、ドナー間で支援内容を分担するのは一般的なこととは考えられるものの、被災者が本当に必要とするものの1つが住宅であるという点は否めない。スリランカにおいては、日本もコミュニティー開発支援という名の下に、日ス友好村の中で住宅建設を行ったが、これにも異なるコミュニティーの融合を支援するという名目が必要であった。日本が自国の支援方針を曲げられないという理由で純粋な住宅支援を実施しなかったことに関しては、妥当な対応であったと考えられるが、住宅支援の実施の是非を検討することの可能性を探ることも重要である。

ドナー間の役割分担という観点では、道路など大規模なインフラの整備を受け持つドナーが

限られる中で、例えば、インドネシアにおいては、日本は、米国、オーストラリア、世界銀行、ADB 等とともに、その役割を担ってきた。これも国際社会の中で自然に発生したドナー間の役割分担であったと考えられる。

13-4 災害復旧支援という面での妥当性

本章の冒頭で触れたとおり、津波支援の上位政策と位置付けられるような災害復旧支援の在り方を示す政策文書は策定されておらず、現時点では津波支援の妥当性を災害復旧支援という観点から政策の妥当性を評価する明確な根拠はない。しかし、津波支援を取り巻く被災国側の状況、日本側の状況を踏まえた場合、その妥当性を評価するための観点として以下が考えられる。

- 被災前の原状に近づけるための支援となっているか
- 当該被災国全体として中長期的な社会経済開発のバランスを保った支援となっているか
- 国別援助計画など当該被災国に対する日本としての通常の二国間援助の規模に照らしてバランスのとれた支援となっているか
- 日本国内における災害復旧への対応に対しバランスのとれた支援となっているか

これらの観点に照らした場合、津波支援はおおむね妥当な支援であったと言える。ただし、一部には、特に日本国内における災害支援とのバランスを考慮すると、過大な支援と考えられる事業も含まれた¹⁶⁴。

1. 被災前の原状に戻すための支援

災害復旧支援は、災害が起きていなければ生じなかったはずの支援である。限られたリソースを活用し援助全体の効率的実施を追求する中で、被援助国各国への援助予算も非常にタイトになっていることから、今回の津波支援のような通常の援助に上乘せされる形での災害復旧支援においては、被災前の原状をはるかに凌ぐレベルの復興あるいは再建のための支援は妥当性を欠くものと考えられる。

2. 当該被災国全体として中長期的な社会経済開発のバランスを保った支援

被災国においても、被災地域は通常国土の一部であり、当該被災地域の復旧が国土全体の中長期的な開発の方向性やバランスを大きく変えるような形で行われることとなれば、それまで開発の根拠としてきた同国の中長期的な社会経済開発計画や貧困削減計画の意義が問われることになる。したがって、災害復旧支援は、当該被災国全体の中長期的な社会経済開発のバランスを保ちつつ的確に実施されることが重要である。

¹⁶⁴ 日本における被災者支援の各種制度の概要を Box にまとめた。

3. 日本としての通常の二国間援助の規模に照らしてバランスのとれた支援

災害復旧支援は、通常の援助とは別に付加的に実施される支援である。この点では、当該被災国への通常の二国間援助の規模や方向性は、直接的には災害復旧支援の規模や内容を左右するものとはならない。しかし、災害復旧支援においても通常の援助と同様、支援を受け入れ復旧事業を監理する責任は当該被災国政府にある。通常の二国間援助の内容や規模は、当該国へのそれまでの援助実施の経緯を踏まえ、他の観点に加えて、被災国の援助吸収能力を考慮して決定されていることから、災害復旧支援においても、被害規模に応じた支援を実施する必要はあるものの、援助吸収能力を考慮した規模の支援を実施することも、支援の効率性を高めるために重要である。

4. 日本国内における災害復旧への対応に対しバランスのとれた支援

当然ながら、被災国に対する災害復旧支援も援助の一部であり、日本国民にとって納得性のある支援を行うことが重要である。日本国民にとっての納得性という点では、災害復旧支援においては、日本国内で発生した災害に対する政策と海外で発生した災害に対する政策とは軌を一にし、バランスをとることが必要である。

Boxに示したとおり、日本における被災者への支援は、災害弔慰金・災害障害見舞金などの災害による死亡者・重度障害者などへの給付金や、就学援助などを除けば、多くは融資などの貸付であり、住宅確保・再建のための支援としては、融資以外には被災者生活再建支援制度という給付金の支給がある程度である。この被災者生活再建支援制度による支援金の給付も最大で300万円であり、しかも、全壊ないし大規模半壊した世帯が対象となっている。また、自治体などによる学校、病院などをはじめとする公共施設の再建に対しては、再建費用の一部(施設に応じて例えば3分の2、あるいは5分の4などの割合)で補助が出されているが、完全再建に必要な費用を全額政府が負担するケースは無い。

これらの観点を踏まえて今回の津波支援の災害復旧支援としての妥当性を評価した場合、インドネシア、スリランカ、モルディブの3か国への支援は、結果的には、原状復旧以上の支援となった面があるものの、被災国の社会経済の中長期的な開発において他地域と被災地域のバランスを欠くほどの支援とはなっておらず、これらの点では、おおむね妥当な内容であった。

国内における通常の二国間援助の規模に照らした場合の支援規模は、各国への津波支援では、円借款を除く当該国への年間の援助予算の規模と比較して、インドネシアとスリランカでは1倍以上であり、モルディブでは、ほぼ同程度となっていた。日本のみが津波支援を実施した訳ではなく国際社会がこぞって支援を実施したこともあるが、既に前章までに見てきたとおり復旧事業の進捗に遅れが生じるなど、3か国すべてにおいて、集まった支援全体の規模がそれぞれの吸収能力を上回った面があることは否めない。

日本国内における災害復旧への対応とのバランスという面では、3か国への支援は、漁具や漁船の無償配布などを含む生計向上支援、インドネシアにおける大学院校舎の再建、スリランカにおけるコミュニティー開発支援や学校・警察署などの再建事業など、国内における災害復旧支援を超える部分があった。津波支援も援助の一部であることから、これらすべてを否

定するものではないが、国内における災害復旧事業とのバランスを考慮するならば、一部には行き過ぎと言える部分がある¹⁶⁵。

Box 日本における被災者支援制度の概要

内閣府がまとめている日本における被災者支援に関する各種制度の概要によれば、被災者支援に関する各種制度は、大きく経済・生活面の支援、住まいの確保・再建のための支援、中小企業・自営業への支援、安全な地域づくりへの支援に分かれる¹⁶⁶。

主な支援制度は以下のとおり。

経済・生活面の支援: 災害弔慰金(給付)、災害障害見舞金(給付)、災害援護資金などの貸付金、小・中学生就学援助・高等学校授業料減免措置、奨学金、税金免除措置など

住まいの確保・再建のための支援: 被災者生活再建支援制度(給付)、災害復興住宅融資、住宅資金貸付、公営住宅への入居など

中小企業・自営業への支援: 天災融資制度、その他の資金貸付、融資保証、雇用調整助成金など

安全な地域づくりへの支援: 災害公営住宅の整備、既設公営住宅の復旧、市街地再開発事業など

中でも、被災者個人への支援として融資以外で特に大きな支援と考えられるものの概要を以下に示す。

災害弔慰金: 災害により死亡された人の遺族に対して支給される。生計維持者が死亡した場合は500万円を超えない範囲で支給、その他の者が死亡した場合は、250万円を超えない範囲で支給。(ただし、災害規模の条件あり)

災害障害見舞金: 災害により重い障害を受けた人に支給される。生計維持者が重度の障害を受けた場合は、250万円を超えない範囲で支給、その他の者が死亡した場合は、125万円を超えない範囲で支給。(ただし、災害規模の条件あり)

小・中学生就学援助・高等学校授業料減免措置: 教科書の現物支給。(災害による)要保護世帯などの小中学校児童・生徒の保護者を対象に学用品費、通学費、学校給食費などを援助(給付)。災害による経済的な理由により授業料などの納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予または減額、免除。

被災者生活再建支援制度: 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給される。支援金は、住宅の被害程度に応じて支給される支援金(基礎支援金最大100万円)と住宅の再建方法に応じて支給される支援金(加算支援金最大200万円)からなる。両支援金の合計は最大で300万円である。

自治体を通じたこの他の個人への支援として、被災住宅解体撤去支援、水道ガス設置等支援などもある。

¹⁶⁵ 日本外務省は、日本の経済協力受入れ国への災害復旧支援については、災害復旧のみならず、開発援助の観点も少なからずオーバーラップする場合があることを考慮する必要があるとコメントしている。

¹⁶⁶ 内閣府、「被災者支援に関する各種制度の概要」、平成20年1月